

日本資本主義論争と野呂栄太郎論〔1〕

——守屋典郎氏の野呂理解における偏見について——

福 富 正 実

はじめに

わたしが前稿「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論——野呂栄太郎の死後30周年の記念をまえにして——」を發表したのちに、昨年暮より本年の前半にかけて、野呂栄太郎論にかんする一連の労作¹⁾があらわれた。本稿は、それらのなかでとくに守屋典郎氏の見解について批判しながら、日本資本主義論争のその後のあゆみのなかで野呂栄太郎の農業理論を位置づけてみたいとおもう。

- 1) 守屋典郎『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割——『講座』刊行30周年を記念して——、『季刊経済』第7号(1963年12月)。守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と——虐殺30周年になる野呂栄太郎を回想して——」、日本共産党機関紙『アカハタ』1964年2月23日号および2月24日号。平田良衛『講座』発刊のころ——野呂栄太郎氏のことなど——、『季刊経済』第7号。豊田四郎「野呂栄太郎の生涯とその理論的業績」、『文化評論』第29号(1964年3月)。羽仁五郎「近代と現代(i)」、『思想』1964年第2号。河野健二「資本主義論争」の評価をめぐって、『思想』1964年第4号。さらに、わたしもその同人の一人として参加している九州近代史研究会の機関誌『歴史と現代』第4号(1964年4月)の野呂栄太郎歿30周年記念研究特集には、つぎのような諸労作がふくまれている。大橋博「野呂栄太郎論の動向——最近における——」、岡本宏「野呂栄太郎の戦略戦術論」、丹野清秋「野呂栄太郎の「地代論」について——その検討と問題点——」、松隈徳仁「野呂栄太郎の帝国主義論」。

1

わたし(および神田文人氏)にたいする守屋氏の批判の要点は、つぎの点にあるようにおもわれる。すなわち、守屋氏は、野呂は1931年4月の「政治テーゼ草案」にたいしてはじめてから批判的であったということをいろいろと「文献による考証」¹⁾にもとづきながら証明し、そのことのみを根拠にして、野呂の

いわゆる「理論的転向」は存在しなかったと強弁している。いやしくも論争史についてすこしでも知識をもっているものなら、野呂が「政治テーゼ草案」にたいしてはじめから反対していたことは、だれも否定しないであろう。守屋氏は、わたしや神田文人氏²⁾の研究にたいして、「これらの研究のなかには、主観的には善意から発したとしても、当時の黨員あるいは左翼理論家がコミンテルンあるいは党中央の権威にたいして「盲従」したとして、これを「痛ましい悲劇」とよぶ「抗議」が存在しており、客観的には反党分子によるコミンテルンあるいは党にたいする誹謗への声援の役割をはたしているものもある。だがこのような研究の政治的意義については、いまここでは論じないとしても、当時の運動がおかれていた理論的な、また組織的な情勢について経験していたものとして、このような意見が事実上においても誤っていることを指摘することは、義務的であるとすら感ずる」³⁾と書いている。しかし、「現代の若い歴史家」⁴⁾や「現在の若い理論家たち」⁵⁾は当時の事実についてはなにも知らないようであるから教示してやろうといわんばかりの口振りでの講義は聞かなくとも、——残念なことには、守屋氏の周囲には、このような講義をあらためてきく必要のあるものが多いのかも知れないが——、それくらいのことはだれでも知っているはずである。にもかかわらず、守屋氏は、蔵原惟人氏の回想「野呂栄太郎との数カ月」を引用しながら、「最近『文化評論』1964年3月号で蔵原惟人が、「政治テーゼ草案」にたいして野呂が、「私はこれに賛成できない、これはコミンテルンで正式に決定されたものだとは思えない」といったと書いている。かれは私たちにはまさかこんな話はしなかったけれど、蔵原のこの文章ですべてのことが明らかになった。私が『季刊経済』の論文で神田文人や福富正実について批判したことをかれらがまだ気にしているなら、この蔵原の文章で、私が事実についてかれらの誤りを正したことの正しかったことがわかったと思う」⁶⁾と執拗にくりかえしている。

なるほどわたしは、神山茂夫氏の見解⁷⁾に依拠した神田文人氏の指摘⁸⁾を引用しながら、服部之総氏ら（つまり、講座派理論の無条件の擁護者）の通説とはちがって、野呂が「決してテーゼ草案と直向から対立する見解をもっていたのでないこと」を強調しておいた。⁹⁾しかし守屋氏は、すでに「27年テーゼ」の路線のうゑに自己の「地主の二重性」論を定着しておえたのちの野呂が、どの点で「政治テーゼ草案」と対立しており、またそれにもかかわらず、どの点でなおいまだ「政治テーゼ草案」と「濃い親近性」¹⁰⁾をたもっていたかをまったく区別することなく、野呂は1931年に「政治テーゼ草案」に反対していたから、

当時すでに「政治テーゼ草案」に完全に対立する見解—「32年テーゼ」に完全に直結する見解をもっていたと考えているようである。しかしこれは、事実において完全にまちがっている。すでにわたしが指摘しておいたように¹¹⁾、野呂は、1930年の終わりから1月にかけて執筆した日本資本主義の基本矛盾の把握にかんする猪俣批判の代表作「日本資本主義現段階の矛盾と恐慌」においても¹²⁾、また1931年4月執筆のおなじく猪俣批判の「『没落への』転向期に立つ理論家」においても¹³⁾、さらには、あきらかに「政治テーゼ草案」が発表されたのちに執筆された解党派批判の「社会ファシスト『労働者派』批判」においても¹⁴⁾、その初期以来の「プロレタリア革命への志向性」を棄て去ってはいない。だが、このような「プロレタリア革命への志向性」をしめした見解や表現は、「32年テーゼ」発表後の野呂の労作からはまったくくわがうことができなくなる。

わたしが、「いまにしておもえば、1931年4月の「政治テーゼ草案」発表の直後に出現した櫛田地代論は、野呂対猪俣の論争に正しい決着をつける重要な手がかりとなる可能性をもつのであったが、しかし、「絶対主義の物質的基礎—寄生地主的土地所有、したがって、寄生地主的土地所有—封建的土地所有」というテーゼによって封建制一色の路線のうえにすでに自己を定着せしめた野呂は、一方では猪俣にたいしては、「理論の次元での反駁は不可能であったため、組織問題の次元で逆襲し」ながら、他方では、櫛田地代論のなかにひそむ野呂自身の初期の見解と共通する一脈の正しいものをもついに否定しきったのである。……われわれはここに、日本型マルクス主義者の一つの原像としての彼の痛ましい悲劇をみる。……わが国の内外においてマルクス主義理論戦線に重大な論争が展開されつつある今日、わたしは、野呂のこの理論的「転向」を、われわれのふたたび歩むべからざる道としてここに拒否することによって、彼の初期の時点での「正しい方法論」のなかに「あたらしい自主的な思想」の源泉をもとめたい¹⁵⁾と書いたときに、わたしは、1928年以来の「地代論」における重大な「転向」にもかかわらず、1931年においてもなおも放棄されずに保持されているこの「プロレタリア革命への志向性」を、神山茂夫氏や神田文人氏のように「野呂の限界」¹⁶⁾として否定的に理解するのではなく、むしろ、野呂が悲劇的な理論的「転向」をなしおえる最後の瞬間まで保持されていた野呂理論本来のすぐれて肯定的な側面として、今日の新しい民主主義革命論の立場から積極的に評価しなかったのである。最近、河野健二教授もその論文「『資本主義論争』の評価をめぐって」のなかで、「野呂は昭和初年当時の日本をプロレ

タリア革命の前夜——「乱雲低迷期」——と見て、そうした観点から『日本資本主義発達史』を叙述した。プロレタリア革命が必至となる時点、つまり「日本資本主義の崩壊過程」に身をおいている以上、日本資本主義はそれ以前にブルジョア革命、産業革命、帝国主義等の必要な諸段階をすでに経過しているものとして受けとられる」、すなわち、初期の野呂においては「明治維新ブルジョア革命説がとられており、維新後の小農民の窮乏、「封建的誅求」は、むしろ革命がブルジョア的であったことの所産として説明される。したがって、農民問題はプロレタリア革命によってはじめて解決を見ることとなる」、だから、初期の野呂においては、「ファッションかプロレタリア革命かという二律背反のみを日本の前途に認めて、デモクラシー擁護の観点をもたない」という欠陥はあるにせよ、「もしも、野呂および彼につづく「講座派」の論客が右の視点をひきつづき維持していたならば、「論争」はあれ程セクト的にもならず、数すくない優秀な知識人が相互に力を弱め合うことに熱中することにもならなかったらう」¹⁷⁾と強調している。

河野教授によれば、「野呂は27年テーゼに接してのち、明治維新の評価を微妙にかえていった。論文「日本資本主義発達史」においては、「広汎にして徹底せる社会革命」であったものが、論文「日本資本主義発達の歴史的諸条件」では、「不徹底なブルジョア革命」になり、さらに論文「日本における土地所有関係の特質」では「明治維新の変革運動は、直ちに封建的絶対主義を廃絶したところのブルジョア革命ではない」という工合である。ここまでくれば、明治維新を封建的絶対主義の確立としてとらえるところまで、あと一步をあますのみである」¹⁸⁾しかし、ここに野呂の重大な理論的「転向」のあゆみをみいだすわたしとはちがって、河野教授は、「もっとも、これを簡単に野呂の変説とすることには問題がある。理論家・野呂はもちろんテーゼの影響を受けながらも、それを自己の理論のなかに組み入れる上で、痛ましい苦闘を経験している。それは光荣ある先駆者の苦闘であった」¹⁹⁾と考えているし、また河野教授は、いわゆる人文学派の理論構成に立脚して、明治国家を、わたしのように絶対主義国家（のちには、古典的な絶対主義成立の条件とならんで、ボナパルチズム成立の条件がつけくわわってくるにせよ）としてではなく、「初期ブルジョア国家」²⁰⁾としてあいかわらず考えているようである。

わたしは、守屋氏も強調しているとおなじように、1928年以來「「労農」派や、解党派の理論家たちにたいし、野呂栄太郎をはじめとして、共産党側の理論家が行った論争は、あくまでコミンテルンと27年テーゼの路線を擁護しよう

としたものである²¹⁾ことを認めているし、また、猪俣氏のように、「封建的絶対主義的に動くところの政治的諸勢力は、もはやそれらの「遺制」とイデオロギーとを通じて作用し得るに過ぎないこと、言い換えればそれ自身の階級的、物質的基礎を失っている²²⁾とは考えず、したがって、今日の人文学派の人びとのように、明治国家はブルジョア国家であるとは毛頭考えてはいない。しかし、この点ではわたしは守屋氏と完全に一致しながらも、さきに引用した文章にすぐつついて守屋氏が、「いやしくもマルクス・レーニン主義的研究者たろうとするものなら、この政治的情勢のもとで行なわれた「論争」の政治的意義を無視して、これをたんなる学術論争の次元で論ずべきものではないであろう²³⁾と断言するばあい、わたしは、この「暴言」を断乎として拒否せざるをえない。わたしは、コミンテルンや「27年テーゼ」が強調しようとしていた力点の所在（絶対主義説）については根本的には擁護しようと考えているが、「27年テーゼ」そして「32年テーゼ」における寄生地主制論は根本的にまちがっていると考え、この点にかんしては「27年テーゼ」や「32年テーゼ」を擁護する気持には毛頭なりえない。しかし、守屋氏によれば、共産党のテーゼがまちがっていたかどうかは、「たんなる学術論争の次元で論ずべきものではないであろう」というのであるが、これを「政治的次元で論ずる」となれば、いったいどういうことになるのであろうか。この守屋氏の発言のなかに、わたしは、学問と真理とを「教条主義的・権威主義的な金縛りのなかにふたたびとじこめようとする暴圧²⁴⁾をまざまざと読みとらざるをえない。河野教授は、『思想』1964年2月号における羽仁五郎氏の論文「近代と現代(1)」のなかでは、「過去への追憶のなかから、ひるがえって現代の論壇を超越的に批判するという道徳的批判が卓越している²⁵⁾と批評しているが、このことは、いくらちがった意味においてではあれ、守屋氏の見解にも完全にあてはまる。だが、1930年前後の論争にかんしては「道徳的批判」の卓越したこれらの人びとが、戦後において「講座派」の亡霊がもたらしたところの自らもその責任のある重大なあやまりにたいしてはいまに至るも「道徳的批判」を完全にさしひかえているのは、いったいどうしたことであらうか。

資本主義論争史をかえりみて痛感される最大の不幸は、河野教授も強調しているように、「「論争」は共有しうる真実を獲得するためというよりは、相違点を強調するためのものであった²⁶⁾ということである。だが、たんに資本主義論争の正しい再評価をおこなうだけではなく、今日われわれが直面する多くの緊要な学問的課題の正しい解決をはかるためには、「知的生産の自立性」・「知的

生産者の連帯」の確保がその前提条件として要求されていることはいうまでもない。また、そのためには、すくなくとも学問的次元において、「さまざまの立場の共存」の保障が不可欠の前提条件となるであろう。人間はその青春を大切にし、つねにそこから無限の教訓を読みとるものである。守屋氏や羽仁氏が、自分たちの青春を送った時代と、その時代における論争のありかたとにいまも無限の愛着を感じていることはわからないわけではない。だが、わたしは、おなじようにわたしたちが送った青春の時代から無限の教訓を読みとりたい。なにが論争に混乱をもたらし、なにゆえに「知的生産者の連帯」の喪失が現出し、そして、なぜおたがいが傷つけ合わねばならなかったのか。守屋氏や羽仁氏が、いまだそのことのおやまりに気がついていないなら、それはそれでよいであろう。しかしわたしは、すくなくともわたしたちのあとにつづく世代のものたちには、かつての資本主義論争がもたらし、いまもつづいているところのさまざまな立場の「知的生産者の連帯」感の喪失という不幸な現象を、もはやくりかえさせたくはない。

では、つぎに、野呂栄太郎が提起して、守屋氏がいまも頑強に固執している地代論上のあやまり——論争に混乱をもたらしした最大のあやまり——について、もう一度ふれてみることにしよう。

- 1) 守屋典郎『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割、『季刊経済』第7号、3ページ。わたしは、わたしの論文にたいする守屋氏のこの批評を、そのまま守屋氏の論文におかえししたい。
- 2) 神田文人「野呂栄太郎論——その思想史的検討——」、『史学雑誌』第69編第11号、1—33ページ。
- 3) 守屋典郎『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割、前掲誌、3—4ページ。
- 4) 同上、3ページ。
- 5) 同上、10ページ。
- 6) 守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と（上）」、『アカハタ』1964年2月23日号、5ページ。
- 7) 大学新聞連盟出版部編『野呂栄太郎の回想』、39ページを参照せよ。
- 8) 神田文人「野呂栄太郎論」、前掲誌、31ページを参照せよ。
- 9) 福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」、『東亜経済研究』第37巻第2号、26ページを参照せよ。
- 10) 神田文人「野呂栄太郎論」、前掲誌、16ページ。
- 11) 福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」、前掲誌、26および

- 31ページを参照せよ。
- 12) 野呂栄太郎著作第2集『「プロチ・帝国主義」論批判』（三一書房刊）、163ページを参照せよ。
 - 13) 野呂栄太郎著作第3集『農業・戦略戦術問題』、52ページを参照せよ。
 - 14) 同上、115ページを参照せよ。
 - 15) 福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」、前掲誌、61ページ。
 - 16) 神田文人「野呂栄太郎論」、前掲誌、25および61ページ。
 - 17) 河野健二「「資本主義論争」の評価をめぐって」、『思想』1964年第4号、29—30ページ、傍点は引用者。
 - 18) 同上、36ページ。
 - 19) 同上、36ページ。
 - 20) 同上、38ページを参照せよ。
 - 21) 守屋典郎「『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割」、前掲誌、9ページ。
 - 22) 猪俣津南雄「現代日本ブルジョアジーの政治的地位——特に謂ゆる封建的絶対主義勢力との関係——」、『太陽』第33巻第13号（1927年11月号）、15ページ。
 - 23) 守屋典郎「『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割」、前掲誌、9ページ。
 - 24) 福富正実「講座派農業理論と「人文学派」の民主主義革命論〔II〕——講座派農業理論の原型とそれの系譜の批判(2)——」、『山口経済学雑誌』第13巻第2号、111ページ
 - 25) 河野健二「「資本主義論争」の評価をめぐって」、前掲誌、27ページ。
 - 26) 同上、38ページ。

2

最近、逆井孝仁氏は、「寄生地主制」研究に関する一考察——その分析方法の再検討について」という注目すべき論文において、『幕末・維新の農業構造』における堀江教授の旧講座派および大塚・高橋史学にたいする批判方法についてふれながら、「主流的見解に対する批判の矢はその「共同体論」にのみむけられるべきではなくこれと不可分に結びついて裏面に存在していた「過度的地代範疇」否定論そのものにもむけられるべきであった」¹⁾とのべ、地代論的視角からすれば、「この場合問題はいうまでもなく直接生産者に対立するものが土地所有者であっても、その土地所有者が封建的土地所有者であるか「自由な」私的土地所有者であるかによって封建地代であるか否かが質的に区別されるという点である」²⁾と強調している。

これにたいして、ものごとを「学術的次元」ではなく「政治的次元」において論争することをお好みの守屋典郎氏は、逆井氏＝「別の論者」のこの見解は、

「戦前の理論と対比すれば、近代的土地所有の意味をたんに土地商品化の意だとした櫛田民蔵の理論(『櫛田全集』第3巻、333ページ)に近いものである」³⁾とのべ、「野呂が農業問題について、土地所有の性質を決定するものとしてつねに強調したのは、農産物の流通関係ではなくて、「地主は直接の生産者と直接に一定の財産関係に入り込み、直接の生産者たる小作農から全余剰価値を直接に搾取する」(野呂『日本資本主義発達史』岩波文庫版、201ページ)関係であった。この点の認識こそ、野呂がいわゆる“労農派”の猪俣や櫛田民蔵や解党派と論争した基本点⁴⁾であると強調した。

逆井氏は、「『過渡的地代範疇』否定論の提唱者は平野義太郎氏であり、今日その継承者は小池基之氏である」⁵⁾とのべている。かつてわたしも、単純にそのように考えていたこともある。⁶⁾しかし、そのような理解は完全にまちがっていた。前稿においてあきらかにしておいたように、「過渡的地代範疇」否定論の最初の提唱者は野呂栄太郎であった。しかも、のちの「講座派の見解の基本線」と考えられるこのような理解を野呂が最初にもつにいったのは、井上周八氏が主張するように⁷⁾、1931年の論文「櫛田氏地代論の反動性」においてもなく、また、守屋典郎氏が不用意に(あるいは故意に)のべているように⁸⁾、1929年から(すなわち、論文「日本に於ける土地所有関係の特質」において)でもない。すでに前稿においてくわしく証明しておいたように、野呂は、「27年テーゼ」を読むまでは猪俣論文(「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」)の批判の必要をほとんどみとめていなかったが、「27年テーゼ」を読むにいたりその必要をみとめ、1927年12月に一応脱稿した未定稿の「日本資本主義発達の歴史的諸条件」に加筆・訂正をくわえ、まさにこの加筆・訂正された部分においてはじめて、「過渡的地代範疇」否定論のきざしがあらわれるのである。だから、主流派の見解にたいする批判の矢を「共同体論」と「不可分に結びついて裏面に存在していた『過渡的地代範疇』否定論そのものにもむける」ということは、たんにかつての平野義太郎氏や平田良衛氏らの見解を批判するにとどまるだけではなく、1928年以来の野呂の理論的「転向」、そして、この理論的「転向」の裏面史をなす「27年テーゼ」→「32年テーゼ」の寄生地主制論(封建地主説)をも批判するということになる。守屋氏は、「過渡的地代範疇」否定論の検討は、「27年テーゼ」→「32年テーゼ」を擁護するかしないかの次元で検討すべきであり、「たんなる学術論争の次元で論ずべきものではない」と切り捨て御免の批判をくわえているが、わたしはあくまでも、「学術論争の次元」で野呂説を検討してみたい。

野呂栄太郎にはじまり、平田良衛⁹⁾→平野義太郎¹⁰⁾（および服部之総¹¹⁾）→小池基之¹²⁾の諸氏をへて、今日の守屋典郎氏にいたるありとあらゆる「過渡的地代範疇」否定論の根拠となっているのは、すでにわたしが1956年執筆の旧稿『『資本論』における『農民的分割地所有』範疇』および「いわゆる『栗原理論』の批判的摂取について」（京都大学経済学会『経済論叢』第79巻第4号および第6号、所収）以来一貫して主張してきたように、マルクスのつぎの規定である。「不払の剰余労働が直接的生産者から汲みだされる独自のな経済的形態は、支配—および隷属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、しかも生産にたいして規定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸関係そのものから発生する経済的共同体の全姿容が定まり、それと同時に、かかる共同体の独自のな政治的形態も定まる。生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係こそは、……つねに、そこにわれわれが全社会的構造の、したがってまた主権—および従属関係の政治的形態の、要するにそのときどきの独自の国家形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである」¹³⁾

講座派の見解にしたがえば、小作料の性格を決定するものは、地代と小作人とのあいだの直接的な関係であって、この関係を近代的と規定するか、それとも封建的と規定するかが問題をとく鍵であり、それは、「日本に於ける絶対専制支配の——専制的国家形態の依然として根強き基礎」¹⁴⁾とかかわる点であるとされた。ここから、小作農民の搾取が経済外的強制にもとづいているかどうかをめぐって、はげしい論争がおこなわれた。

しかし、虚心担懐にこの引用箇所、および『資本論』のどの箇所を読んでも、マルクスは、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」が、地代形態、したがって土地所有形態を規定するというようにはのべていない。引用箇所ではマルクスは、この直接的関係は、「全社会的構造の、したがってまた主権—および従属関係の政治的形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎」であると規定しているが、しかし、この直接的関係は、たとえば封建的関係か、それとも近代的関係かのいずれかしか存在しないというようにはのべていない。マルクスがここで「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」とのべているものは、スターリンの有名な規定によれば、「狭義の生産関係」＝「生産過程における人と人との相互の関係」¹⁵⁾あるいは「生産における種々異なった社会的諸集団の地位とそれら諸集団の相互関係」¹⁶⁾のことであり、そのばあい、スターリンでさえも、この関係には「ある形態から他の形態

への過渡的關係」¹⁷ が存在しうることをはっきりとみとめている。だから、逆井氏が、「直接生産者に対立するものが土地所有者であっても、その土地所有者が封建的土地所有者であるか「自由な」私的土地所有者であるかによって封建地代であるか否かが質的に區別される」と強調するばあい、この問題提起は、地主と小作人とのあいだの直接的關係が封建的な生産關係か、それとも封建的生產關係から資本主義的生產關係への過渡的な生産關係であるかということに正しく注意をむけているのである。だが、それにもかかわらず、かつて平野義太郎氏は、この過渡的生產關係の存在を否定してつぎのようにのべた。「農業において、封建的生產様式から資本制生產様式への轉化の過渡形態は、まことに多様・複雑の過程のなかに織り込まれ、また、資本制生產關係のなかに封建遺制が不可分の構成部分をなして絡みあうのである。だが、生産条件の所有者が生産者に対立する直接の關係が地代範疇を規定することは、この転形推移の過渡的諸形態についても貫徹せられる原理たるものである。……地代範疇の重心は、つねに生産条件の所有者に対する直接生産者の直接的關係であって、生産者に直接対立するものが資本家か土地所有者かということによって、資本制収取か、封建的収取かの、両者いずれかの範疇に還元せられる」¹⁸。そして守屋氏は、このような根拠のない見解をも、それが野呂栄太郎によって提唱されたというただそれだけの理由で、いまもなお後生大事にもちつづけているわけである。

守屋氏によれば、逆井氏のように「自由な」私的土地所有者の成立を認めることは、この櫛田民蔵氏の理論に接近することになるという。しかし、櫛田理論は、守屋氏が眼の敵にしてきらうほどまちがった理論であろうか。周知のように櫛田氏は、櫛田地代論と呼ばれる有名な論文「わが国小作料の特質について」のなかで、つぎのようにのべている。「わが国小作の種類は前述の如く賃貸契約による普通小作が支配的であり、そしてかかる小作關係は少なくとも名目上封建的支配關係からは離れたものでなければならぬ。何となればそれは財産の自由、従ってまた土地売買の自由を条件とするからである。土地の賃貸は普通の商品流通と異なるものであるが、地主がその所有土地の使用価値を期間を定めて譲渡し一時でなく定期継続的に価格を実現する点において特殊な土地販売の方法である。これ近代的(「近代的」は平均利潤の支配下にある土地所有の意に非らず。単に土地商品化の意。以下同じ。)土地所有の特徴であり、土地立入禁止又は財産差押等の強制は土地の定期的譲渡を条件として必然に発生する債権關係を前提するものであって、結局においては土地の商品化に伴う強制作用で

ある」。¹⁹⁾「かくてわが国田小作料が現物納であり高率であることは、封建地代たる証拠ではない。しからば、資本家地代かというにむろんそうではない。…主要点は封建的な経済外強制にあるのではなく経済的強制にある。ただ純粹に資本家的法則に従わざる意味において前資本主義的であるというに過ぎない。封建的地代でなくまた資本家的地代でもないという意味においてわが国の高率な現物納小作料は概して前資本主義的地代の範疇に入る」。²⁰⁾こまかい点はさておくとしても、櫛田氏の文章を素直に読んでみれば、櫛田氏が「近代的土地所有」とのべているのは、正確には、マルクスが「資本制的土地所有」と厳密に区別した意味でのいわば「過渡的な」土地所有のことであり、また、櫛田氏が「封建的地代でなくまた資本家的地代でもないという意味において」の「前資本主義的地代」というのは、マルクスのいう「本源的な封建地代から資本制的地代への過渡的諸形態」のことをいおうとしていたものと理解される。²¹⁾

なるほど、平野義太郎氏が批判したように、マルクスのいう「近代的土地所有」あるいは「土地所有の近代的形態」は、「ブルジョア的土地所有〔平均利潤の支配下にある土地所有の意〕……すなわち、「土地所有の資本主義的形態」の意と全く同義であって、「近世的土地所有」を「資本主義的土地所有」と区別すべき根拠はない」。²²⁾しかし、櫛田氏のあやまりは、この点では、いわば用語法上のあやまちであって、まだそれ以上のものではなかった。だから、平野氏のように、「イギリスと対比して、農業におけるブルジョア民主主義的変革の典型は、フランス大革命で古典的に示される。……また、このフランス大革命によってのみ、土地所有の近代的形態もが可能にされたのである」²³⁾と規するばあい、「過渡的土地所有」としての分割地所有は「資本制的土地所有」としての近代的土地所有のなかに解消されてしまい、「過渡的地代」は結局は「資本制的地代」のなかにおしこめられてしまうことになる。エンゲルスが強調しているように、一般に「自由な私的所有」というのは、「自由に譲渡される土地所有、商品としての土地所有」²⁴⁾のことであって、この「自由な私的所有」には、大土地所有（たとえば、近代の資本制的土地所有）もあれば、小土地所有（たとえば、古代および近代の「自由な小土地所有」＝「分割地所有」）も存在するのである。だから、用語法上のあやまりがあるとはいえ、櫛田氏の「近代的土地所有論」（すなわち、正確には「過渡的地代」肯定論）の方が、平野氏の「近代的土地所有論」（すなわち、正確には「過渡的地代」否定論）よりも、ことがらの本質を地代論的には正確に把握していた。この意味におい

では、前稿以来くりかえしわたしが強調するように、1931年4月の「政治テーゼ草案」発表の直後に出現した櫛田地代論は、野呂対猪俣の論争に正しい決着をつける重要な手がかりとなる可能性をもっていたとすべてけっして過言ではないであろう。故服部之総氏のように、櫛田地代論の出現について、「私どもの恩師櫛田民蔵先生が側近の門弟たちに誤らされて、労農派—解党派ブロック理論を裏付ける櫛田地代論を発表する（6月）というできごとが起りました」²⁵⁾と評価し、それと対比して、「『危機』の年31年の、獅子ふんじんともいべき彼（野呂栄太郎——引用者）の理論的たたかい」²⁶⁾を強調するのは、偏見にとられて客観的評価をみあやまっていたつわられる論争史だといわなければならない。しかし、これはなにも服部氏だけにかぎられたものではなく、旧来の講座派的偏見から書かれたこれまでの論争史のすべてがおかした（かつてのわたしもまぬがれなかった）あやまりにすぎない。

だが、櫛田地代論の核心は、いわゆる労農派によっても正しく発展させられなかった。労農派は、櫛田氏のこの「近代的土地所有」をマルクスの「近代的土地所有」のなかにおしこめることによって、櫛田氏の「前資本主義的地代」の独自性をあいまいにしたのである。たとえば、『日本資本主義の成立』の著者たちはつぎのようにのべている。マルクスによれば、分割地所有は、「封建制度の解体から生じたものであり、けっして本質において封建的土地所有ではないのである。……マルクスもいうように近代的土地所有が完成された形をとるのは、資本制的土地所有としてであろう。しかし封建的土地所有はもともと土地と農民とをしばりつけ、かかるものとして農民を人格的に支配することをその本質とするのであるから、土地と農民とが切りはなされた形になっているばあいには、すでに封建的土地所有は解体し、その本質を失っているといわなければならない。土地が土地自体として商品化され、農民と切りはなして売買されることは、したがってこの解体をしめすものにほかならない。そして封建的土地所有が本質を失った以上、われわれはそれを近代的土地所有とよぶのが適当であろう。それはなおかかるものとして完成されていないが、すでに本質においては近代的土地所有なのである」²⁷⁾ 櫛田氏の前資本主義的地代論は、その是非はともあれ、一応は過小農による競争地代論であった。ところが、戦後においては鈴木鴻一郎氏は、「過渡的地代範疇」否定の講座派の立論とまったく同様に、「『過渡的形態』とはもともと資本制地代よりも、『封建制地代範疇』との対比においてこれを言うことの方がより重要であった……」²⁸⁾と強調しながら、わが国小作料の考察にとくに差額地代の第二形態の原理を援用し²⁹⁾こ

の傾向は、大内力氏によってもっとも徹底化されたのである。³⁰⁾

このように、野呂をはじめとするプロ科→講座派の櫛田地代論にたいする無差別的攻撃は、やがて労農派をして櫛田氏の前資本主義的地代論—過渡的地代論の「魂」を喪失させた。だが、歴史は皮肉なものである。労農派によってその師表の一人として仰がれた櫛田氏の地代論の核心は、講座派の流れをくむ栗原百寿氏の論文「わが国小作料の地代論研究」によって再評価されはじめたのである。栗原氏のこの論文は、一般に栗原理論が分益経営を農民層分解の上昇型として地代論的に正しく位置づけるのに失敗した³¹⁾のと対応して、差額地代の第二形態を「半封建的名目地代」³²⁾からの上昇転化型として想定し、分割地経営における差額地代（正確には、その擬制）をあくまでも「名目地代」の範疇内において没落型の地代としてとらえようとしない致命的なあやまちをおかしているとはいえ、「前資本主義的地代論」＝「過渡的地代論」としての櫛田地代論の核心は正しく継承している。

- 1) 逆井孝仁「『寄生地主制』研究に関する一考察」、『立教経済学研究』第17巻第3号、117ページ。
- 2) 同上、118ページ、傍点は引用者。
- 3) 守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と（下）」、『アカハタ』1964年2月24日号、5ページ。
- 4) 同上、5ページ。
- 5) 逆井孝仁「『寄生地主制』研究に関する一考察」、前掲誌、117ページ。
- 6) 福富正実「『資本論』における『農民的分割地所有』範疇」、『経済論叢』第79巻第4号、21—22ページを参照せよ。
- 7) 井上周八「改革前わが国小作料の地代論的考察」、『立教経済学研究』第12巻第2号、72ページを参照せよ。
- 8) 守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と（上）」、『アカハタ』1964年2月23日号、5ページを参照せよ。
- 9) 平田良衛「猪俣津南雄並びに日本経済研究の地代論について」、『プロレタリア科学』昭和6年8月号。
- 10) 平野義太郎「半封建地代論」、『改造』昭和10年12月号（これはのちに平野義太郎論文集第二巻『農業問題と土地変革』におさめられる）。
- 11) 服部之総「維新史における「封建性」と「近代性」」、『歴史科学』昭和8年6月号（これはのちに白揚社刊の服部之総『維新史の方法論』、および理論社刊の服部之総著作集第1巻『維新史の方法』のなかにおさめられている）。
- 12) 小池基之「過渡的地代範疇について」、『経済評論』昭和22年12月号。

- 13) 『資本論』第3巻、青木文庫版(13)、115ページ。
- 14) 野呂栄太郎著作第1集『日本資本主義発達史』、189ページ。
- 15) スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』、国民文庫版、122ページ。
- 16) スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、国民文庫版、86ページ。
- 17) スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』、国民文庫版、123ページ。
- 18) 平野義太郎『農業問題と土地変革』、66—67ページ。
- 19) 榎田民蔵全集第3巻『農業問題』、332—333ページ。
- 20) 同上、353—354ページ。
- 21) 旧稿「『資本論』における『農民的分割地所有』範疇」におけるわたしの理解〔『経済論叢』第29巻第4号、21ページ〕は、地代形態と地代範疇とを本質的に区別する講座派的偏見から完全には脱しえなかったものとしてここで自己批判しておく。
- 22) 平野義太郎『農業問題と土地変革』、11—12ページ。
- 23) 同上、9ページ。
- 24) 『マルクス＝エンゲルス選集』第16巻、286ページ。なお、この前後の文章は、いわば講座派的偏見にとらわれた誤訳の典型であって、しばしば指摘しておいたように、正確には、「それゆえ、自由地、つまり、自由に譲渡される土地所有、商品としての土地所有が発生したその瞬間から、大土地所有の発生は、ただ時間の問題であった」と訂正すべきである。なお、『資本論』第3巻、青木文庫版(12)、867ページをも参照せよ。
- 25) 服部之総著作集第1巻『維新史の方法』、295ページ。
- 26) 同上、296ページ。
- 27) 楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立(I)』、東大新書、89—90ページ。
- 28) 鈴木鴻一郎『日本農業と農業理論』、198ページ、傍点は引用者。
- 29) 同上、155—187ページにおける論稿「わが国小作料の地代形態」を参照せよ。
- 30) 大内力『日本農業の財政学』および『農業問題』をみよ。
- 31) これらについては、福富正実「講座派農業理論と「人文学派」の民主主義革命論〔II〕」、『山口経済学雑誌』第13巻第2号、94—95、100—101ページ、および、山岡亮一編『現代農業問題入門』、38—43ページ、および、福富正実「「小商品生産」農業段階と寄生地主的土地所有——堀江英一編「幕末・維新の農業構造」における堀江理論批判——」、九州近代史研究会編集『歴史と現代』第2号、38—40ページを参照せよ。
- 32) 栗原百寿『農業問題の基礎理論』、35ページ。

3

周知のように野呂栄太郎は、1929年のモヌメンタルな論文「日本に於ける土地所有関係の特質」においてつぎのようにのべた。

「我が国の場合においては、維新の土地変革の結果、封建的土地所有権は中央集権的専制国家の領土権の中に集中統一され、それとともに農耕に従事せる旧来の土地占有者の大部分はその占有地の処分に対する諸種の封建的制限から自由にせられた。彼等はその占有地を自由に分割し、売買し、質入れ、また小作地として賃貸することができるようになった。したがって、彼等は名目上は独立の農民的土地所有者となった訳である。しかも、それを敢て「名目上の」と言うのは、それによって、彼等は封建的地代義務を免れることはできなかったからである。否、彼等が土地私有者なること自体が直ちに彼等の地租納税義務を意味したのである。……それ故に、かかる場合においては、これを厳密に言うならば、……維新の土地改革の結果、土地の私的処分の自由が認められたとしても、「耕作に従事せる占有者は事実上単なる小作農となった」に過ぎず、未だ自由にして、独立なる土地私有者となったものと言うことはできなかったのである」。¹⁾

初期の野呂（たとえば、未定稿の「日本資本主義発達の歴史的諸条件」における野呂）は、すでに前稿においてわたしが強調しておいたように²⁾地租改正以降の農民的土地所有に「農民的分割地所有」範疇を適用し、小作料を、「分割地経営」のもとでのいわゆる「名目地代」によって律しようとしていた。³⁾しかし、うゑに引用したように、「27年テーゼ」を読んだのちの野呂は、この「農民的分割地所有」の範疇の適用をついに放棄するにいたったのである。講座派が、この後期の野呂の見解を踏襲したことはいうまでもない。だから、守屋典郎氏も、井汲卓一氏の野呂理解を批判してつぎのようにのべている。

「井汲が野呂の見解として引用したものは1928年以前のものが大部分で、それは29年以後野呂自身によってその理論的成長とともに訂正された個所が多い。これにたいして井汲の農業論というのは、こんなものであった。——「日本農業の本質は、封建的土地所有によってまといつかれている点にある。……地主的土地所有は……日本の零細農経営の分解の特殊な形態であって、ここに日本農民社会における生産力と生産関係との矛盾が表現されており、この分野の終局において、恐らく紀元2000年に、それはブルジョア的生産関係に移行する」（井汲卓一『日本資本主義論』、108—114ページ）。井汲の見解は分割地土地所

有について理論的に誤っているだけでなく、地主・小作関係をもってブルジョア的に成長しうる関係というもので」あり、それは、「旧労農派および解党派の見解と全く同じ部類に属するものだ」（川崎己三郎「再版封建論争批判」、『前衛』第15号）という「川崎の批判のとおりであった」。⁴⁾

守屋氏による井汲批判は、要するに、地租改正以降のわが国の農民的土地所有および寄生地主的土地所有にたいして井汲氏がいわゆる「過渡的地代」範疇を適用し、しかも、後期の野呂では野呂自身が見解を訂正しているにもかかわらず、「野呂は日本の小作関係をば過小農経営が小作地において行われる形態と見ている」⁵⁾と書いているのが気に入らないというのであろう。しかし、山田盛太郎氏も強調しているように、「農民問題において『小農』の範疇の検討が全問題解決の鍵である」⁶⁾とすれば、講座派農業理論を講座派の流れのなかから内在的に批判・克服しようとめざすものは、つねに、講座派の「分割地所有」範疇適用否定論に疑問をもち、「農民的分割地所有」論を金縛りの呪文から解放することに努力せざるをえなかった。

講座派の「分割地所有」論にもっともはやくから疑問を提出したのは、神山茂夫氏であった。神山氏は、すでに1940年に非合法で回読されていた論文のなかで、つぎのように書いている。「明治維新の諸改革の結果、新しく生れた土地所有形態の一つは過小農民的土地私有であった。……地租は、はじめ、量的には、農民の全余剰労働をそのままそっくり強奪しざったという点において、封建的貢租の残存物であり、金納に転化された点においては「金納地代が旧来の占有者をば代償によって地代支払義務から解放し、以て彼自身の耕作地を完全に所有する一の独立農民に転化する」（マルクス）場合に似たような性質をもふくんでいた。そのかぎりでは自作農民は完全な意味で土地を所有する独立農民の範疇にはいらぬともいえよう。しかしそれにもかかわらず、国家の地租対農民の本質的關係は封建的經濟制度のもとに形成される国家兼地主対隷農の關係とは異っており、その下に形成された農民的土地私有はイギリス人がインドに造り出した過小農民的土地所有の「戯画」とかずかずの点で相似点をもつとはいえ、その經濟的本質においては一つの過渡制度であるマルクスの「過小農民的土地所有」の範疇に近いものである」。⁷⁾

つづいて故栗原百寿氏は、その画期的な論文「わが国小作料の地代論的研究」（1952年）のなかで、「分割地農民をもって一義的に近代的とすることが一面的であるとともに、それをもって逆に本来封建的なものであるかのように考えることも不当であって、むしろ本来二重の両面的性格をもった過渡的範疇に外な

らないのである」⁸⁾ という見解をあきらかにし、やがてこのような「分割地所有」論を中軸として、講座派的地代範疇論にたいする唯一の体系的な批判としての『農業問題入門』(1955年)をあらわした。そして、前稿においても指摘しておいたように、「地租改正で寄生地主的土地所有が法認されたのは、自由な農民的土地所有の法認といわば抱き合せでのみ行なわれた」⁹⁾ という栗原理論の基調をなす規定は、初期の野呂の「分割地所有」適用論の正しい再評価にもとづくものであった。

山崎春成氏も、『農地改革と日本農業』(1957年)のなかでつぎのように書いた。「明治維新の変革とフランス革命との間に、ここにいわれているような差異¹⁰⁾があることは、明らかである。しかし、それにもかかわらず、明治維新のさいの農業上の諸変革は、一方に「徳川幕藩的領有制内部の構成に根ざし」た地主的土地所有をそのまま残し、その発展・確立のための諸条件をととのえるものであったと同時に、農民が「彼の土地——彼の主要な生産用具・彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面として現象する彼の土地——の自由な所有者」(『資本論』第3巻第47章、青木書店版1133ページ)であるような土地所有形態をも作り出すものであった。そして、このような土地所有形態をマルクスは分割地的土地所有とよんだのである。……前の『資本論』からの引用箇所にある「自由」は、領主的および共同体的な諸負担と諸拘束からの自由であって、それ以上のものを意味しない」¹¹⁾なるほど、「「自由」は、領主的および共同体的な諸負担と諸拘束からの自由であって……」と規定する山崎氏の見解は、かつて栗原百寿氏が星埜淳氏の論稿「改革後における半封建的農業構造について」を批判したさいの、「古典においては、自由な分割地所有の不可欠の補足が農村共同体であった。これにたいして星埜氏は、農村共同体の残存が農民を自由な土地所有者たらしめなかったと主張する。これは自由な分割地所有範疇にたいする全き誤解であり……」¹²⁾という批判が一面において完全にあてはまるようなあやまりをおかしている。しかし、山崎氏の見解は全体として、山田盛太郎編『変革期における地代範疇』における土地制度史学会の主流＝旧講座派と大塚・高橋史学の連合の見解にたいするもっとも鋭い批判の一つをなすものであった。

では、講座派は、なぜ「農民的分割地所有」範疇の適用を否定したのであるうか。いいかえるならば、講座派は、後期の野呂における「農民的分割地所有」範疇の適用の放棄を、どのようなかたちで地代論的に「合理化」したのであるうか。

すでに前稿においてあきらかにしておいたように、1927年の論文「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」において猪俣津南雄が、明治維新における土地変革は、「封建的絶対主義の基礎たる封建制農業の大土地所有制を撤廃し、この制度に固有なる旧諸特権を實質的に破壊した」¹³⁾、すなわち、「日本の謂ゆる絶対主義的勢力とは、バラバラの諸要素に総括的に与えられた名称で、統一された一勢力が実在する訳でなく、しかも肝心の物質的基礎——大土地所有制——を欠いている」¹⁴⁾から、それはたんなる遺制的存在にほかならず、したがって、「プロレタリア「当面の闘争目的は絶対主義勢力」にあらず」¹⁵⁾と書いたのにたいして、野呂栄太郎は、「27年テーゼ」における「封建的要素たる大地主」¹⁶⁾、「封建的大地主」¹⁷⁾という規定にみられる寄生地主論を念頭において、絶対主義の「物質的基礎」を寄生地主的土地所有にもとめ、地主対小作人の直接的関係は、「自由なる」経済関係ではなくして、封建的、伝統的の「経済外的強制」……に基くもの」であり、地主は「今日なお、直接生産者と対立し、封建的「経済外的強制」によって小作農民を搾取し」、「ここに、われ等は、日本における絶対専制支配の半封建的専制国家形態の依然として根強き物質的基礎を見出すのである」¹⁸⁾と反論した。ところで、前節において指摘しておいたように、平田良衛氏の論文「猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論について」をそのはじめとするプロ科→講座派は、野呂のこの「直接的関係」強調論に立脚して、地代形態は地代範疇とは本質的に異なるという独自の地代範疇論をはじめて展開する¹⁹⁾。そして彼らは、この独自の地代範疇論によって過渡的地代範疇を否定し、農民的分割地所有を一義的にその社会的本質（＝支配と隷属の関係の本質）が近代的（＝ブルジョア的）な所有形態だと方法論的に前提したために、その当然の結果として、「自営農民の自由な土地所有」＝「農民的分割地所有」の成立の条件は、ブルジョア民主主義革命の遂行であると考えざるをえなくなってきたのである。

ここから、たとえば平野義太郎氏は、フランスの農民的土地所有（propriété paysanne）についてつぎのように考えた。「封建的所有を蕩滅・粉碎して自由・均等な小土地所有をつくり出したフランス大革命の農民についてのみ、その農民を自由独立的な小農、その小土地所有を語の完き意味で、「人格的独立の発達上の基礎となり、農業それ自身の発達、繁栄についても必要な経過点となる」ところの「自作農民による自由土地所有」と規定することができる」²⁰⁾。服部之総氏によれば、地租改正以降におけるわが国の農民的土地所有へ「分割地所有」範疇を適用することは、「維新政府の地租改正は封建的物納地代を金納地

代に変えたにすぎないものを、それによってナポレオン流の独立自営農民が日本で生まれたのだと主張する」²¹⁾ ことになり、したがって、明治国家はブルジョア国家であると主張することになるというのである。山田盛太郎氏がその『日本資本主義分析』のなかで、「二層の従属規定をもつ所の、また、封建的—半封建的地代形態をとる所の、半封建的土地所有諸関係—半農奴制零細農耕、かくの如き狭隘な土地所有—農耕の関係においては、独立自由な自営農民の成立の余地なく、したがって、小農の範疇は成立の余地なく……」²²⁾ と規定するばあい、これは、独立自営農民の典型をフランス大革命後の分割地農民にもとめる平野義太郎氏の、「フランス型の分割土地所有とさえなりえない過小土地所有……」²³⁾ という規定とまったく対応するものであった。

守屋典郎氏は、1929—30年には「一方において野呂に代表せられるような理論的研究の進展があつたにもかかわらず、左翼陣営の理論的進展は不均衡であり、ことに戦略問題にもっとも関係のふかかった農業—農民問題についての理論的研究については、まだ一般的にいちじるしくおくれていた。この問題にかんする当時の理論水準が、どの程度のものであつたかは、高橋貞樹が日本農業の半封建性を主張するために、現物小作料の物納地代としての性格のほか、自作農民を資本主義農業への過渡的な「過小農的土地所有」と規定したことで例証される（高橋、『日本プロレタリアートの問題』、360ページ）。「過小農的土地所有」（分割地所有）の問題について、わが農業理論が高橋の水準から抜け出していったのは、のち『講座』いで山田盛太郎、平野義太郎らの功績であつた」²⁴⁾ とのべている。だが、講座派が主張するように、農民的分割地所有はその社会的本質が一義的にブルジョア的なものであり（農民的分割地所有の社会的本質の多義性の否定）、農民的分割地所有成立の歴史的條件はブルジョア民主主義革命の遂行であると考えられることができるであろうか。つぎに、この点について検討してみよう。

- 1) 野呂栄太郎著作集第3集『農業・戦略戦術問題』、27—28ページ。
- 2) 福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」、『東亜経済研究』第37巻第2号、47ページを参照せよ。
- 3) 野呂栄太郎著作第1集『日本資本主義発達史』、182—183ページを参照せよ。
- 4) 守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と（上）」、『アカハタ』1964年2月23日号、5ページ。
- 5) 井汲卓一『日本資本主義論』、108ページ。
- 6) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、序言、3—4ページ。

- 7) 神山茂夫『日本農業における資本主義の発達』、298ページ。
- 8) 栗原百寿『農業問題の基礎理論』、12ページ。
- 9) 栗原百寿『農業問題入門』、286ページ。
- 10) 山田盛太郎編『変革期における地代範疇』、12—15ページを参照せよ。
- 11) 山崎春成『農地改革と日本農業』、109—110ページ。
- 12) 栗原百寿「農業経済学と農村社会学」、『農業経済研究』第26巻第1号、13ページ。
- 13) 猪俣津南雄「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」、『太陽』第33巻第13号、16ページ。
- 14) 同上、29ページ。
- 15) 同上、28ページ。
- 16) 石堂清倫・山田健太郎編『コミンテルン 日本にかんするテーゼ集』、30ページ。
- 17) 同上、32ページ。
- 18) 野呂栄太郎著作第3集『農業・戦略戦術問題』、11ページ。
- 19) なるほど、栗原氏が指摘しているように〔栗原百寿『農業問題入門』、140ページ〕、「地代範疇と地代形態とを本質的に区別して、地代範疇としては封建的地代と資本主義的地代の二つに限定し、過渡的地代形態をふくめて、地代形態とはただ両地代範疇のそれぞれいずれかの諸段階にすぎないと規定する」ような独自の地代範疇論は、表面上では、プロ科の平田良衛氏の論文「猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論」(1931年8月)にはじまる。しかし、平田論文にはじまり平野義太郎→小池基之の諸氏に継承されたこの地代範疇論は、そもそもは、「27年テーゼ」の規定を念頭においた後期の野呂の「直接的関係」強調論にその根源をもっていたのである。ところが、栗原氏は、後期の野呂にはじまるこの「直接的」強調論＝「搾取形態」強調論にたいしては適切な批判をくわえることなく、むしろ、「野呂にかえる」ことはこの「直接的関係」強調論に注目することであるかのように主張している〔栗原百寿「農村社会学的風潮と偏向——野呂栄太郎にかえれ——」、『東北大学新聞』1954年6月20日号〕。このように栗原氏は、平田良衛氏以降の地代範疇論にたいしては鋭い批判をくわえながらも、この地代範疇論の根源である野呂の「直接的関係」強調論にたいしてはまったく無批判的であったが、まさにこのような欠陥こそが、栗原氏をして初期の野呂と後期の野呂との区別の重要性を忘却させ、平野義太郎氏以降の講座派と同様に、「自営農民の自由な土地所有」(そして、栗原氏にあっては一般に「過渡的地代形態」)の成立条件を、「封建的諸制限の撤廃」〔栗原百寿『農業問題入門』、118ページ〕、「直接的生産者の封建的後属からの解放」〔同上、118ページ〕、「封建的土地所有を廃絶」〔同上、118ページ〕すること、「封建的な支配と抑制の全機構、すなわち封建的土地所有を基礎とする封建的搾取の諸条件と諸形態とを解体して、直接生産者を解放するところの過程」〔同上、120ページ〕＝「反封建的なブルジョア民主主義革命」〔同上、120ページ〕にもとめさせたのである。なお、これについては、

福富正実「講座派農業理論と「人文学派」の民主主義革命論〔II〕」、『山口経済学雑誌』第13巻第2号、84—96ページをも参照せよ。

20) 平野義太郎『農業問題と土地変革』、10ページ。

21) 服部之総著作第1巻『維新史の方法』、229ページ。

22) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、214—215ページ。

23) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、282ページ。

24) 守屋典郎「『日本資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割」、『季刊経済』第7号、12ページ。

4

周知のように『資本論』第3巻第47章第5節において、マルクスは分割地農民の具体的存在形態について、「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常的な形態としては、……吾々はこれを、近代的諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして見出す。たとえばイギリスのヨーマンリー、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民」¹⁾とのべている。しかし、ここでのべられている分割地農民は、その社会的本質の点からいえば、たとえば「封建的看板」=「封建的な上級所有権」を廃棄したフランス大革命後のブルジョア的な分割地農民だけではなく、むしろ、マルクスが『資本論』第1巻第24章においてイギリス・ヨーマンリについて指摘したような「封建的看板によって隠蔽されてい」²⁾る自由で自営の農民が、その主要な部分をなしている。この点で、農民的分割地所有を一義的にブルジョア的な農民的所有として考える講座派理論は、完全にまちがっている。

たとえば、イギリス・ヨーマンリについていえば、ソビエトのすぐれたイギリス農業史研究者ヴェ・エム・ラヴロフスキーとエム・ア・バルクがしばしば強調しているように³⁾、ヨーマンリの土地所有は、ブルジョア的な農民的所有に転化することなく（イギリス革命のブルジョア・地主的な性格）、封建的隷属農民のままで（主としてコピー・ホルダー）、すでに15世紀の最後の三分の一期にはじまり、17世紀のブルジョア革命後にはさらに徹底的におこなわれた『農民層の収奪』の過程で完全に消滅していった。西ドイツの農民についていえば、たとえばフリードリッヒ・リストのすぐれた研究者としての小林昇氏が、「西部ドイツの農民もまた、少くとも南西部に関していえば、三月革命がはじめて彼らを完全に解放せしめ得た」⁴⁾のであるが、しかしこの三月前期の西ドイツの農民にたいして平野氏流の講座派的解釈を適用することには「わた

くしは、ある疑問を持つ』⁵⁾とすではやくから強調していたことは、周知のとおりである。スウェーデン（あるいはノルウェー）の農民身分についていえば、エンゲルスは、「1890年6月5日付けのパウル・エルンストあての手紙」のなかで、「ノルウェイでは、小農層と、中ブルジョア層を多少まじえた小ブルジョア層とは——17世紀のイギリスやフランスではほぼそうであったように——数世紀以来、社会の正常状態である。……ノルウェイの農民はまだ一度も農奴であったことがなかった。そしてこのことが、カスティラにおけるとおなじく、発展全体にまったく別の背景をあたえている』⁶⁾と指摘した。そして、ソビエトにおける周知の封建社会の基本法則をめぐる論争の総括では、ノルウェーの農民は「けっして農奴ではなかったが、封建的な隷属民であった』⁷⁾と強調している。

最後にフランスの農民についていえば、高橋幸八郎氏は、16世紀のフランスの借地農 (laboureur à boeufs) については、「彼らは「農民的土地所有者」であると同時に借地農業経営者であり、つまり、これを類型的に捉えるならば、イギリスについて先に指摘したように、典型的な *kleinbäuerlicher Pächter* であり、したがってそれは、封建地代から資本制地代へのいわば典型的な過渡形態 *Übergangsform* を表現するものであった』⁸⁾と指摘して過渡的地代範疇を適用しながらも、革命以前の農民的土地所有については、「歴史上、農民的分割地所有が、かかるものとして全面的に、あるいは体制的に創立されるのは、フラン革命による封建的—領主制的土地所有の廃棄および分割によってであった』⁹⁾と理解して過渡的地代範疇の適用を否定した。しかし他方では、高橋氏は、「イギリスにおいてのみ、農業における資本主義—近代的土地所有がいわば自主的・経済的に成立したが、爾余の国においては、土地所有の近代化を志向するために、市民革命におけるそれぞれ特徴的な「農民解放」を経過しなければならなかった』¹⁰⁾と考へて、14—15世紀のイギリスにおける農民的分割地所有の成立を承認している。高橋氏の指摘するフランス型と対比したイギリス型のこの「特質」について、山田勝次郎氏は、農民的分割地所有が自主的に発展してきたイギリスでは、たとえヨーマンリの土地所有のうゑに「封建的看板」が残存していても、それは、「古い支配秩序の事実上の否定」=「封建的所有形態の否定」という点では「フランスでの暴力的廃棄と本質上全く同一のものであった』¹¹⁾と「解説」して平気な顔をしている。だが、マルクスのいう「封建的看板によって隠蔽され」た分割地所有をイギリス・ヨーマンリについては適用し、フランスの農民については適用しないということは、あきらかに「論理的な矛

盾」をしめしているといわなければならない。そして、この「論理的な矛盾」を解消する方向は、堀江英一教授が主張するように、大塚—高橋史学のあやまりは、イギリスでは14—15世紀に「封建領主の封建的土地所有は解体し農民的分割地所有は成立しており、したがって領主—農民関係としての封建的土地所有は解体したと考え」¹²⁾た点にあるとして、「封建的看板によって隠蔽され」たイギリス・ヨークマンリの土地所有に「農民的分割地所有」範疇の適用を否定し、これを「事実上の」農民的分割地所有¹³⁾—「事実上の分割地農民」¹⁴⁾として理解するか、それとも、故藤田五郎氏が指摘したように、「マルクスが、『割地的土地所有』と同じ箇所において述べている『分益農』というのは、…『純粹荘園制』下の『分益小作』(Teilbau)とは明らかに異なるところの、16世紀の『分益小作』(métayer)がこれに充当されて論じられ得ることは明瞭であろうから、この点からも、マルクスの割地農民を、革命後のフランスナポレオン小農民にその典型的事例を押し込んでしまう必要はないかと思われる」¹⁵⁾と理解するかのいずれかである。堀江教授の道は、かりにその最近の寄生地主制論が栗原理論の無批判的援用のゆえんに守屋典郎氏によって「井汲の理論に近いもの」¹⁶⁾として批判される光榮に浴したとしても、それは、すでにわたしが強調しておいたように¹⁷⁾、講座派を批判するというポーズをとりながら、じっさいには講座派理論そのものへ復帰しようとする「逆コース」の道である。これにたいして藤田氏の道は、周知のように藤田理論そのものが矛盾にみち、藤田氏の「分割地所有」適用論がまだ不完全なものであるとはいえ、講座派理論克服の方向をしめした「革新」の道であった。

今日、ソビエト史学においては、たとえば代表的な理論家エス・デ・スカスキンは、1952年に、いわゆる『スターリン論文』における「封建的土地所有と経済外的強制」にかんする規定と関連した学術討論会の基調報告のなかで、わが国における講座派の見解とは反対につきのよりにのべている。すなわち、わたしがさきに引用した分割地農民にかんするマルクスの文章において「問題になっているのは、買戻しによって自由になり、(主として貨幣で)封建地代を支払い、そして相続または伝統による占有者として、自分の土地にたいするひろい占有権をもっている、中世後期と近代初期の農民である」¹⁸⁾「たとえば、フランスの土地保有農民(censitaire)は、領主にあらかじめ許可を願いでることさえしないで、自分の保有地(censive)を売却し、抵当にいれ、贈与することなどができる権利をもっていた。いわゆるマルクスのいう、相続または伝統による土地の「占有者」となったかつての農奴のおなじような状態は、有名な

『資本論』第1巻第24章のなかで、マルクスが、保有者は、その封建的な所有がどのような封建的な看板のかげにかくれていたとしても、封建領主自身とおなじ封建的な土地所有者である、と呼ぶことをゆるしたのである。¹⁹⁾ この考えは、1959年の別の報告においてもくりかえされている。「このばあいマルクスは、たんにフリー・ホールドだけではなく、15世紀ならびに16世紀のイギリスでもっともひろまっていた封建的保有形態としてのコピー・ホールドをも念頭において」いたのであり、この「封建的看板によって隠蔽された農民的所有にかんするマルクスの意見は、農民が人身的に解放されたのちには相続による保有地になり、その保有者はそれにたいする広範な処分権をうけとり、その結果としてこのような保有地が封建的生産関係の範囲内で、またその存続のもとで可能な自由な私的所有へ最大限に接近したような、ヨーロッパにおけるあらゆる種類の封建的保有地……のうえにおよぼされなければならない」。²⁰⁾

スカスキンのこのような見解は、すでにわたしが旧稿において指摘しておいたように²¹⁾、『資本論』における論理的分析と歴史的分析、論理的範疇と歴史的範疇との区別をあいまいにし、「封建的でもまたブルジョア的でもありうる」過渡的所有形態の支配と隷属の関係の特質を一義的に封建的なもののみ還元してしまう危険をもっているとはいえ、それにもかかわらず、講座派の見解のあやまりを完全にあかるみにだしている。わが国においても、すでにはやくから小林昇氏は、「割地的土地所有あるいは独立自営農民についていう場合、その所有形態の「自由」が形式的完全性を得た場合よりも、事実上の自由が最大の進歩的意義を持ち得た場合をこそむしろ典型的と考うべきであるということ……、割地的土地所有の形態は、それが生れたそれが置かれた世界史的情況と段階とに応じて異った歴史的意義を持つということ」²²⁾ に注意をむけてきたが、スカスキンのこのような「分割地所見」論は、小林氏の強調するような「資本主義発生史」の視角においてきわめて重要な指摘をふくんでいることはあきらかである。

周知のように守屋典郎氏は、ごく最近のある書評のなかで、自派の井上清氏をほめあげるといふポーズをとりながら、「少なくとも日本語の文献一つも読めぬくせに、『日本現代史』を書いたソ連のある学者の通史や、レーニン『帝国主義論』の帝国主義の一般的特徴を日本の例で説明して、それで大国風をふかしている同じ国のある日本史「専門家」の意見などと比べたら、学識の深さからも、学問的良心からいっても、雲泥の差があるということができるのである」²³⁾ などと年の取り甲斐もなく「お茶坊主」ぶりをさかんに発揮しているよ

うである。わたしは、守屋氏が念頭においているエイドゥスやトペハや故ガリパーリンや、そして最近のベドニャクなどにいたる一連のソビエト東洋学者の日本近代史研究の評価はここではのべないでおく。しかし、わたしはつぎのことをあきらかにしておく義務があるだろう。

すでに引用したエス・デ・スカスキンの報告「封建的所有と経済外的強制にかんするマルクス・レーニン主義の古典」にわたしがはじめて接したのは、1955年の2月頃であったが、そこで展開されている封建的土地所有論と分割地所有論は、『日本資本主義講座』における農業理論の破産（守屋氏とはちがって、わたしはこの破産を無謀な冒険主義のなかで身をもって体験した）が現実において蔽うべきもなくあらわになってきた結果として講座派理論そのものにたいする疑問をいただきはじめていたわたしに、大きな示唆をあたえてくれた。わたしの旧稿「封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題——主としてスターリンの規定について——」は、きわめて不完全なものであるとはいえ、スカスキンの報告をわたしなりに消化しようとしたものであった。それと同時に、当時発表されたばかりの栗原氏の最後の労作『農業問題入門』の魅力がわたしをいまもひきつけていることはいなめない。1955年のちょうどあの7月からスターリン批判直後の翌年の3月頃にかけて、わたしは、ソビエト史学における新しい息吹と生命の胎動をしらせてくれる封建社会の基本法則をめぐる論争の紹介にわたしなりの全力をつくした。そして、ソビエト史学のこの成果を積極的にとりいれるなかで講座派理論の方法論の根本的な再検討と栗原理論の内在的批判とをわたしがこころみたのが、1956年執筆の二つの旧稿である。

周知のように1955年の暮には、『講座歴史』第2巻（『科学としての歴史学』）のなかの論文「社会構成」において林基氏は、ソビエト史学における封建制直接移行論を紹介して、「日本の科学的歴史学は、ブルジョア科学との闘争、天皇制絶対主義との闘争を通じてしか確立されえなかったのであって、またこのような闘争精神に支えられたからこそ、困難な状況のなかで有能な研究者を結集し、日本歴史の未踏の領域をきりひらいて、あれだけの偉大な成果をあげることが出来たのであった」が、しかし、いま「われわれの古代史研究は一つの根本的な反省を要求されている」²⁴⁾という重大な提言をおこなった。わたしたちがおこなったささやかな努力は、林基氏によるこの深刻な反省とまったく対応するものであった。しかし、わたしが近稿「日本封建制発展の歴史的特質と共同体理論」においてもあらためて強調しておいたように²⁵⁾、社会発展論の分野において林基氏にはじまる一連の反省がわが国の歴史学界ではまだ全面的

にはうけいれられていないのと同様に、明治維新の土地変革の理論的研究の分野でも、残念なことには、封建的土地所有と分割地的所有その他にかんするソビエト史学の成果が積極的にはとりいれられていない²⁶⁾。大東亜共栄圏思想の肯定に通ずる生態史観や大国論に通ずる日本近代化論が擡頭しはじめている今日においてさえ、わが国の歴史学者が、これをたんにライシャワー路線の攻撃としてイデオロギー的に批判するにとどまっている一半の責任は、国際的理論戦線の成果をまじめにとりいれることをさぼる偏見の横行に存在するといえよう。

マルクスは『資本論』第3巻第47章第4節において、「分割地所有」成立の論理的規定としては、貨幣地代への「この転形により、従来の占有者は金を払って自分の地代支払義務を免れて、自分の耕作地の完全所有権をもつ独立農民に転化するにいたる」²⁷⁾とのべている。しかし、ここでマルクスのいう「地代支払義務」とは、農奴制的隷属（「人格的な従属諸関係、程度はともあれ人格的な非自由、および、土地の付属物として土地に緊縛されていること、本来の意味での隷属」²⁸⁾）を前提とした地代支払義務、すなわち、エス・デ・スカスキンのいう「人身的隷属 (mortuarium, forismaritagium) とむすびついていたようないろいろの義務」²⁹⁾をさしているのであって、けっして封建的支払義務一般をさしているのではない。講座派のあやまりは、マルクスのいうこの「地代支払義務」を、ブルジョア民主主義革命にさいしてその廃止が歴史的な課題となる「封建的支払義務一般」として理解した点にある。

マルクスは『資本論』第1巻第24章第2節において、「イギリスでは農奴制が14世紀の終頃にはすでに事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また15世紀にはさらに一そう、自由で自営の農民——彼等の所有がいかなる封建的看板によって隠蔽されていようとも——から成立っていた」³⁰⁾とのべた。ここではマルクスは、「自由で自営の農民」の土地所有は、農奴制の消滅（「直接的生産者たる労働者が、土地に縛りつけられて他人の農奴または隷農たることをやめた」³¹⁾こと）にともなって成立するということを、イギリスの実例によって具体的＝歴史的にあきらかにした。そしてマルクスは、つぎに『資本論』第3巻第37章のいわゆる「地代論」の冒頭の章において、「本源的蓄積に関する篇（第1部第24章）で見たように」³²⁾とわざわざ注意をうながしながら、第1巻第24章における具体的＝歴史的な敘述を読者に想起させて、資本制的生産様式は「一方では、直接的生産者を土地の単なる付属物……たる位置から解放することを前提とし、他方では、人民大衆の土地の収奪を前提とする」³³⁾と書

いた。ここでマルクスが「土地の単なる付属物……たる位置」というのは、マルクスが読者の注意をうながした『資本論』第1巻第24章への直接の遺稿である『資本主義的生産に先行する諸形態』におけるマルクスの諸規定とてらしあわせてみるならば、それが「農奴制的隷属」(もしくは「奴隷制的隷属」)をさしていることはまったくあきらかとなる。たとえば『……諸形態』のなかで、マルクスはつぎのようにのべている。「説明を必要とすることは……、いきた活動的な人間と、彼らが自然と素材を交換するための自然的・非有機的諸条件とが統一されていること……ではなくて、人間的定在のこれらの非有機的諸条件と、この活動的定在とが分裂するということ……である。……労働者自身は、奴隷の形態の場合にも農奴の形態の場合にも、非有機的な生産条件として、自然のその他の被造物と同列に、家畜とならんで、あるいは土地の付属物として、たっている」³⁴⁾。マルクスによれば、農奴制的隷属のもとでは、「労働者自身、すなわち労働能力のいきたにない手自身が、直接的に客観的な生産諸条件の一つになっていて、そのようなものとして」³⁵⁾、すなわち、「直接に生産手段に属する」³⁶⁾ものとして、土地とともに封建領主によって占有されている。だから、マルクスが『資本論』第3巻の資本制的地代の理論の予備的諸注意のなかでのべているように、農奴制のもとでは、土地所有の独占(「地球の一定部分にたいする一定個人の所有」)は、「直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有権の単なる偶有性(accidens)」³⁷⁾としてあらわれる。マルクスが『資本論』第3巻第47章第2節のなかで、この第47章において彼のいう封建地代のあらゆる形態(労働地代・生産物地代・貨幣地代)を念頭におきながら、「直接的労働者が自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段および労働条件の『占有者』たるにとどまるような凡ゆる形態においては、所有関係は同時に直接的な支配—および隷属関係としてあらわれざるをえず、したがって、直接的生産者は非自由者——非自由といっても、賦役労働をとまなう農奴制から、単なる貢納義務までの相違がありうる——としてあらわれざるをえない」³⁸⁾と規定するばあい、うえにのべた彼自身の諸規定を前提としているのである。このようにして、「従来の地代支払義務者が独立の農民的所有者に転化し……」³⁹⁾、「本源的な地代形態から資本制的地代への過渡形態」⁴⁰⁾への移行がおこなわれる歴史的條件は、「封建的隷属からの農民の完全な解放」ではなく、「封建的隷属からの部分的な解放」=「農奴制的隷属関係の分解」⁴¹⁾であるにすぎない。

分割地農民の具体的存在形態についてわたしが本節のはじめに引用したマル

クスの文章において「封建制的土地所有の解消」というのは、あきらかに、そのまへの節（『資本論』第3巻第47章第4節）において「この転形により、従来の占有者は金を払って自分の地代支払義務を免れて……」とのべられている文章と対応している。それゆえ、この「封建制的土地所有の解消」は、もしもわれわれがマルクス自身の思惟過程に忠実であるならば、「封建的土地所有の廃絶」＝「ブルジョア民主主義的土地変革」ではなくして、「封建的土地所有が直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有の契機となることをやめて、たんに封建的な所有名義にすぎなくなること」＝「農奴制の消滅」にすぎないということがわかるであろう。いわゆる「金納化」という歴史的事実のなかには、「貨幣地代への転形」という論理的契機とともに、「従来の占有者が金を払って自分の地代支払義務を免れる」という論理的契機がふくまれていることをわすれてはいけない。

故コスミンスキーが指摘しているように、「広い意味においては、封建地代というのは、所有者が農民から取得するすべてのものをふくんでいる」⁴²⁾。そして、狭い意味であれ、広い意味であれ、封建地代はすべて経済外的強制にもとづいて収取される。この「経済外的強制は、労働地代の比重が大きければ大きいほど強い。しかし、完全に金納化されたばあいでも、経済外的強制は、いろいろの程度にのこっている。このばあいにはもはや、経済外的強制は、基本的生産手段＝土地にたいする占有権を農民がつよめたことにたいして、封建領主が代償を要求するのに、必要となるのである。封建的隷属をすべて、もっとも粗野なかたちの経済外的強制——農奴的地位、つまり人身的にしぼりつけること……——に帰着させてはいけない」⁴³⁾。たとえば、16—18世紀のヨーロッパの絶対君主制における租税収入の一部は、近年一連のソビエトの歴史家たちが強調しているように、「中央にあつめられて、俸給、贈与、恩給というかたちで貴族に支払われた封建地代」⁴⁴⁾（いわゆる centralized rent）であるが、この centralized rent は、農奴制的隷属とは一応区別される種類の封建的隷属（レーニンのいう「身分上の不完全な権利」⁴⁵⁾）にもとづいて収取される広義の封建地代である。そして、この「中央にあつめられた封建地代」は、古典的な封建制度の時代においても、「部分的には自由な住民層のうえにも課せられたところの封建領主のための追加的地代」⁴⁶⁾として存在していたのである。

すでに前稿においても強調しておいたように、わが国における地租は、封建的隷属からの完全な解放をめざすブルジョア民主主義革命＝自由民権運動のたかまりとその挫折のなかで、フランス革命におけるジロンド的「有償方式」に

その原型がもとめられるべき「封建的義務一般の買戻し」としての機能をはたした。それと同時に、Scheinkonstitutionalismus 成立以前のわが国におけるごく短い期間の古典的な絶対主義のもとでの地租は、西ヨーロッパの16—18世紀の絶対王政下の原蓄期における centralized rent とおなじ機能をもはたしたのである⁴⁷⁾。しかし他方では、「地租改正で寄生地主的土地所有が法認されたのは、自由な農民的土地所有の法認といわば抱き合せでのみ行なわれえた」（栗原氏）というかぎりにおいて、地租改正以降の小作料は、いかなる意味においてであれ、もはや封建地代ではありえない。すなわち、金納の地租は、廃藩置県・秩祿処分・田畑永代売買禁止の解除・身分制廃絶などとあいまって、個々の封建領主への農奴制的な地代支払義務の個別的な買戻しという機能を集中的・国家的に代位したのである。

- 1) 『資本論』第3巻、青木文庫版(3)、1136ページ。
- 2) 『資本論』第1巻、青木文庫版(4)、1096ページ。
- 3) ヴェ・エム・ラヴロフスキー「17世紀のイギリス・ブルジョア革命の二、三の論争問題」、エム・ア・バルク、ヴェ・エム・ラヴロフスキー「17世紀前半のイギリスの新貴族とヨーマンリの社会的な本性について」（いずれも山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、所収）を参照せよ。
- 4) 小林昇『フリードリッヒ・リスト研究』、8ページ。
- 5) 同上、9ページ。
- 6) 川口浩編訳『マルクス＝エンゲルス 芸術論』（青木文庫）、138—139ページ。
- 7) 山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、219ページ。
- 8) 高橋幸八郎『市民革命の構造』、115ページ。
- 9) 大阪市立大学経済研究所編『経済学小辞典』（岩波書店刊・1951年）、914ページ。
- 10) 高橋幸八郎・古島敏雄編『養蚕業の発達と地主制』、33ページ。また、高橋幸八郎編『土地所有の比較的研究』、20—22ページをも参照せよ。
- 11) 『日本農業年報』6集（中央公論社刊）、169ページ。
- 12) 堀江英一編『イギリス革命の研究』、26ページ。
- 13) 同上、20ページ。
- 14) 堀江英一「改訂 産業資本主義の構造理論」、137ページ。
- 15) 藤田五郎『近世農政史論』、43ページ。
- 16) 守屋典郎「理論の党派性と本質に迫る態度と(下)」、『アカハタ』1964年2月24日号、5ページ。
- 17) 福富正実「『堀江理論』—『封建制捨象説』における講座派的思考様式の自己破綻について」、『山口経済学雑誌』第12巻第5号、「ふたたび堀江教授の封建制象説の自己

破綻について」、『山口経済学雑誌』第14巻第2号を参照せよ。

- 18) 山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、32ページ。
- 19) 同上、31ページ。
- 20) 山岡亮一・福富正実編『資本主義への移行論争』、139—40ページ。
- 21) 福富正実『『資本論』における『農業的分割地所有』範疇』、『経済論叢』第79第4号、28—30ページを参照せよ。旧稿ではわたしは、『『資本論』第3巻第47章第5節でマルクスが問題としているのは、過渡的諸形態、このばあいでは農民的分割地所有のすべての型に共通した、その独自の経済的内容(純粋に経済的な形態としての分割地所有)だけであって、(近代的なブルジョア的所有か封建的所有かという)支配と隷属の関係の規定は完全に捨象されて分析がすすめられている、ということがわかるであろう」と書いたが、過渡的な生産関係というのは、本来多義的な社会的性格をおびているのであるから、わたしが「支配と隷属の関係の規定は完全に捨象されて……」とのべたのは、表現がやや不十分であり、堀江英一教授や尾崎芳治氏流の封建制捨象説と混同されるおれがないとはいえない。わたしとしては、本来多義的なものである「過渡的」地代を一義的にブルジョア的なものとして前提する方法論があやまりであることを指摘すれば十分であった。
- 22) 小林昇『フリードリッヒ・リスト研究』、10ページ。
- 23) 守屋典郎「書評 岩波講座『日本歴史』現代編(1)」、『歴史評論』1964年10月号(第170号)、25ページ。
- 24) 『講座歴史』第2巻(『科学としての歴史学』)、大月書店刊、324—325ページ。
- 25) 福富正実「日本封建制発展の歴史的特質と共同体理論——永原慶二氏の時代区分論と関連して——」、『歴史と現代』第5号、17ページを参照せよ。
- 26) 戦後その論文「過渡的地代範疇について」によって平田良衛→平野義太郎の地代範疇論の直接の継承者としてあらわれた小池基之氏は、1955年秋に土地制度史学会における報告で、ソビエト史学における封建社会の基本法則論争についてふれ、この論争において指導的な役割をはたしたメイマン＝スカスキンの見解における土地所有論が、あたかも「直接的関係」強調論であったかのように曲解し、いわゆる『スターリン論文』→基本法則論争における指導的な土地所有論が、講座派の見解を支持するものであるかのように主張した〔山田盛太郎編『変革期における地代範疇』、237—239ページを参照せよ〕。小池氏はのちになっても、「一般的にいえば、所有関係を規定するものは所有形態——生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係——である」〔小池基之『地主制の研究』、はしがき、iii〕と強調している。しかし、メイマン＝スカスキンの見解の土地所有論は、マルクスにおける《二つの土地所有論》の存在について示唆することによって、むしろ講座派の見解に決定的な打撃をあたえるものであった。だが、いまのところ、ソビエト史学の成果は、山岡亮一教授の『農業経済理論の研究』以外にはまともにとりいれられていない。

- 27) 『資本論』第3巻、青木文庫版(13)、1125ページ。
- 28) 同上、1114ページ。
- 29) 山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、31ページ。
- 30) 『資本論』第1巻、青木文庫版(4)、1096ページ。
- 31) 同上、1094ページ。
- 32) 『資本論』第3巻、青木文庫版(12)、867ページ。
- 33) 同上、867ページ。
- 34) 『マルクス＝エンゲルス選集』第9巻、245ページ。
- 35) 同上、258ページ。
- 36) 『資本論』第1巻、青木文庫版(4)、1094ページ。
- 37) 『資本論』第3巻、青木文庫版(12)、892ページ。
- 38) 『資本論』第3巻、青木文庫版(13)、1113ページ。
- 39) 同上、1130ページ。
- 40) 同上、1130ページ。
- 41) 『マルクス＝エンゲルス選集』第9巻、264ページ。
- 42) E. A. Kosminsky, *Studies in the agrarian history of England in the thirteenth century*, Oxford, 1956, preface, vii.
- 43) 山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、219ページ。
- 44) 同上、222ページ。
- 45) 『レーニン全集』第3巻、182ページ。
- 46) 山岡亮一・福富正実編『資本主義への移行論争』、85ページ。
- 47) 前稿ではわたしは、centralized rent としての地租の機能が消滅するのは明治30年代であるとして書いた〔福富正実「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」、『東亜経済研究』第37巻第2号、49ページ〕が、しかし、これは、centralized rent はレーニンのいう「身分上の不完全な権利」にもとづいて収取される封建地代であったということを正確に表現するために、本文のように訂正しておく。

〔以下、次号へ〕